

滋賀県テニス協会クラブ対抗運営規則

平成28年2月1日改定

1. 目的

滋賀県テニスクラブ対抗戦(滋賀県テニス協会主催・ダンロップスポーツ社協賛)が協会加盟クラブ間の親睦と交流を図ることを第一義とする。本規則は、できる限り制限的な規則を少なくし、リーグ部内及びチーム間の話し合いに基づく運営を基本に定めた運営規則であり、公正かつ円滑な試合運営とプレーヤーを含めた関係者全員が気持ちよくクラブ対抗戦に関われることを目的とする。

2. クラブ対抗参加資格

- (1) 滋賀県テニス協会(以下県テ協と略す)加盟登録しているメンバーで構成されたチームであり、県テ協のクラブ対抗戦に参加登録済みのチームとする。

3. 運営組織

- (1) クラブ対抗チーム代表者会議及び担当委員会をもって運営に当たる。
- (2) 代表者会議は毎年3月に開催:チーム代表者・担当委員をもって構成し、クラブ対抗の戦績報告と表彰、リーグ編成・試合日程・役割・運営方針の確認、運営上の必要事項の討議を行う。会議への代理出席は認める(原則は副代表者)。
- (3) 担当委員会は必要に応じて随時開催:県テニス協会のクラブ対抗担当常任理事とクラブ対抗委員をもって構成し、リーグ編成・運営方針の策定、運営規則改定、新規参加チーム・再加入チームの承認と格付け、代表者会議の運営、予算及び決算他各種報告資料の県テニス協会への上程、その他運営上に必要な事項の対策と実行を行う。

4. 部リーグの編成

- (1) 各チームは各部に格付けされた部内においてリーグ戦を行い順位を競う。
- (2) 部リーグは原則として6チーム編成とする。但し、参加申し込み数により編成上やむを得ない場合は5~7チーム編成となることがある。
- (3) 各チームの各部への格付けは前年度の戦績を基に行う。
リーグの入れ替えは原則として各部上位2チームを昇格、下位2チームを降格してリーグを入れ替える。
但し、全勝で「試合の勝率」(総勝利試合数÷全試合数)が8割以上のチームについては“飛び級”昇格することがあり、目安は次の通りとする。なお、全敗で「試合の勝率」2割以下のチームは2部の降格もあり得ることとする。
6~15部リーグ ……2部昇格
16部リーグ 以降…3部昇格 尚、95%以上の場合には5部昇格

5. リーグ戦順位の設定

- (1) 戦績順位の設定は、日本テニス協会発行のテニスルールブック、ラウンドロビン方式に従う
但し、2チームの勝率が同一で直接対決が無試合または未決着の時は、総勝利試合数、取得セット率、取得ゲーム率の順で上位チームを決める。
- (2) 指定期限の11月末日までに全く試合が行われなかった場合は両チーム共に 0-0 の負けとする。
但し、一部しか試合が行われなかった場合は次の様に扱う
① 勝敗が決着している場合(7試合なら4勝以上、5試合なら3勝以上)はその決着を有効とする。
② 勝敗が決着していない場合は両チーム共に負けとする。
①②はいずれも実施した試合を有効とし、記録する。
(その結果は、同勝率時の総勝利試合数、取得セット率、取得ゲーム率の計算に使われる)
- (3) クラブ対抗に未登録の選手が出場した場合、その選手が出場した試合(マッチ)のみ負けとする。
- (4) 同一選手が複数のチームにわたって出場した対戦の全ての試合を負けとする。パートBとの重複は認める。

6. 試合方法

- (1) 各チーム間の対戦数は男子7試合、女子5試合とする。競技種目は以下の通りとする。
 - ◇ 内容 *男子:シングルス・・・4試合 :ダブルス・・・3試合
 - *女子:シングルス・・・3試合 :ダブルス・・・2試合
- (2) 試合はすべて3セットマッチとし、6ゲームオールから7ポイントタイブレーク方式を原則とする。
但し、天候不順・日没・等で両チームが合意すれば8ゲーム、1セットマッチ等で試合を行うことも可とする。
- (3) 試合の順序は原則として以下の通りとする。
 - *男子:シングルス① No.4、3の順 → ダブルス ② No.1、2、3の順 → シングルス③ No.2、1の順
 - *女子:シングルス① No.3、2の順 → ダブルス ② No.1、2の順 → シングルス No.1但し、試合の順序は試合運営の事情によって両チームが合意すれば変更することができる。
- (4) 同一選手はシングルス・ダブルスの各1試合に出場することができる。
- (5) 対戦前に必ずオーダー表を交換すること。オーダー表は登録ランキング順(シングルス・ダブルス共通)に選手名をフルネームで記入すること。オーダー表交換、確認後の選手の交代やクレーム等は認められない。
なお、ダブルスランキングは2人のランキング合計の少ない方を上位とし、合計が同じ場合は最小ランキングを持っている方を上位とする。
- (6) 試合途中で疲労・病気や怪我(例:けいれん・めまい・まめ・出血・肉離れ・捻挫等)によって試合続行不可能な場合は90秒を超えた時点で棄権とする。
- (7) ベンチコーチとして、1コートに1名ずつがコートチェンジの時に90秒以内に助言することは認められるが、コートサイドからの助言・野次等は行ってはならない(応援は拍手のみで行うこと)。
- (8) 試合は原則として「財団法人日本テニス協会」テニス規則に従うこと。特に「倫理規定」を順守し、選手をはじめ試合に関わる人たちがさわやかな気持ちでクラブ対抗を楽しめるように努めること。
 - ※ 倫理規定:出場取消・時間厳守・服装と用具・ベストを尽くす・連続的プレー・コーチング・侮辱・用具の乱用・スポーツマンらしくない行動・・・試合に関わる人たちはよく理解すること。
- (9) パートB:原則パートAと同じとする。但し、対戦チームとの合意により上記(1)～(4)は変更できる。

7. 試合の日程及び運営

- (1) 試合は原則として4～10月の間に全て消化すること。11月は予備月とする。
3月のチーム代表者会議において新規編成リーグの最上位チーム代表者を中心(まとめ役)として各部リーグの試合日程調整を行い、チーム毎の試合日程及び訪問側・世話役側を確定する。同時に選手登録(追加・削除・ランキング順等)の確認を行う。
- (2) 試合は原則として、チーム代表者会議で決定された日程で行うこと。当該チーム間の合意の下に試合日程を変更する場合は速やかに当該部リーグのクラブ対抗担当委員に連絡すること。
- (3) 対戦する両チームは試合の1週間前までに連絡を取り合い、試合の場所と時間・棄権の有無等々試合運営上の必要事項の確認を行う。
- (4) ゲームの審判は原則として両チーム交互に行う。両チームの合意があればセルフジャッジも可とする。
- (5) 試合ボールはダンロップスポーツ社「DUNLOP FORT」を公認球とし、両チームの持ち寄りとする。
 - *男子:訪問側8個・世話役側6個 *女子:訪問側6個・世話役側4個
- (6) 世話役側の主導の下に当日試合運営上の必要事項(レフェリーは世話役側チーム代表者)の確認を行う。
コート使用上の注意事項・オーダー表・試合順序・コート割・審判・試合ボール等について確認を行う。
- (7) 対戦終了後、世話役側が戦績報告ハガキに選手の氏名(フルネーム)・試合の日付・スコア・勝敗等を記入。
両チーム代表者署名の後、1週間以内に当該リーグのクラブ対抗担当委員宛に戦績報告を送付すること。
データで送る場合は、メールアドレス: clubtaiko1@shigatennis.sakura.ne.jp メール件名:「参加所属部門、所属部、チーム名」を書いて送ること。(例「男子10部 琵琶湖TC」)
この場合は、12/末までハガキを保管すること。

8. 試合コートの確保

- (1) 世話役側チームの責任においてコートを確保すること。
- (2) コートを必要とするチームは県テ協が前もって確保した県営コート(彦根・希望ヶ丘・長浜ドーム)を申し込むことができる。申込みは年1回・・・3月のチーム代表者会議。
- (3) 申込み後、割当てられたコートは理由の如何を問わずキャンセルすることは認められない。

9. クラブ対抗への登録

- (1) クラブ対抗のチーム登録は毎年1月に行う。
- (2) 登録は指定用紙 [様式:1] に必要事項を記入要領に従って記入の上、登録料と共にクラブ対抗委員会へ申請する。但し、1チームの登録者数はパートAは20名、パートBは24名を限度とする。
メンバーは複数のチームに籍を置くことはできない。
パートBについては男女性別を問わず、パートAとの重複登録を認める。
- (3) 年度途中のチームとしての参加登録は認めない。
- (4) 年度途中の個人の追加登録
4月末、5月末の2カ月に限り認める。追加登録は県テ協へ加盟登録後、所属リーグ各チームの代表者及びクラブ対抗担当委員(以下担当委員)宛て所定の用紙 [様式:2] に必要事項を記入の上、申請すれば登録される。
但し、試合への参加はクラブ対抗参加申込書[記載内容変更届]のB項記載日(申請承認の翌々月の初日)から有効とする。
- (5) 新規にチームを作る場合は前もって担当委員会の承認を必要とする。手続きは担当委員が行う。
- (6) チームの実力が主力選手の移籍等で大きな変動が生じたと判断される場合、また新規チームで実力が高いと判断される場合は、当該チームの申請資料に基づき、適切な部リーグへ格付けをする。それ以外の新規参加チームは最下部リーグへ格付ける。
- (7) 休部チームの再登録の取り扱い
 - ① 休部2年までは休部扱いとするが、3年目以降は新規参加チームと見なす。休部期間中の登録料は不要。
 - ② 再登録時のランクは休部時のランク(休部しているときの想定ランク)から1年につき2部降格した部リーグにランク付けとする。

10. 安全の確保と事故責任の所在

- (1) 当日の競技(会場との往復行程を含む。以下同じ)については、安全第一を旨とする。特に、
 - ① 会場との往復行程には十分注意し、時間的余裕をもって行動する。
 - ② 競技中といえども事故発生の場合もしくは事故発生の恐れのある場合(雷発生時など)は速やかに競技を中断し処置に当たること。
 - ③ 試合前にコート環境の安全を確認し、また最寄のAEDの設置場所等を確認しておくこと。
 - ④ 心臓疾患等で医師から激しい運動を制限されている選手は競技をご遠慮いただく。
- (2) 当日の競技での万が一の事故は、他人による故意の加害以外は全て自己責任とし、県テ協・会場管理者・チーム・対戦相手等の関係者は、事故の責任を負わない。

以上